

地方独立行政法人市立吹田市民病院 年度評価実施要領(案)

平成26年 月 日

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人市立吹田市民病院の業務実績評価の基本方針」(平成26年 月 日)を踏まえながら、以下に示す方法等により実施する。

1 評価方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進捗状況を確認する。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえた上で、年度計画の実施状況及び中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

2 項目別評価の具体的方法

当該年度の年度計画に掲げる「第2から第5」の事項において、当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとにその実施状況について、法人が自己評価した上で評価委員会が「小項目評価」と「大項目評価」により評価する。

(1) 法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
 - 5……年度計画を大幅に上回って実施している。
 - 4……年度計画を上回って実施している。
 - 3……年度計画を順調に実施している。
 - 2……年度計画を十分に実施できていない。
 - 1……年度計画を大幅に下回っている。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。
- ③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2) 評価委員会による小項目評価

- ① 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に1～5の5段階による評価を行う。

② 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。

③ その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 評価委員会による大項目評価

① 評価委員会において、小項目評価の結果割合、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期目標及び中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

また、評価結果とその判断理由及び評価に当たって考慮した事項や意見、指摘事項を評価結果報告書に記載する。

S：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。

(すべての小項目が3～5かつ評価委員会が特に認める場合)

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(すべての小項目が3～5)

B：年度計画を実施し、中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。

(3～5の小項目の割合がおおむね9割以上)

C：年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。

(3～5の小項目の割合がおおむね9割未満)

D：年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。

(評価委員会が特に認める場合)

② 評価に当たっては、小項目評価の結果割合は目安であり、評価委員会は、小項目における評価の構成割合などを総合的に判断して評価を定めるものとする。

3 全体評価の具体的方法

(1) 評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況及び中期計画の全体的な進捗状況、その他業務運営全体について、記述式による評価を行う。

(2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。

(3) 評価委員会が行う評価に当たっては、業務実施状況への意見や改善すべき事項への指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。